

第2章 納料

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例

平成14年3月4日
条例第4号

改正 平成15年2月14日	条例第2号	平成15年12月1日	条例第5号
平成17年3月28日	条例第2号	平成17年11月18日	条例第6号
平成17年12月1日	条例第8号	平成18年3月31日	条例第2号
平成19年2月28日	条例第3号	平成19年3月29日	条例第7号
平成20年2月25日	条例第1号	平成20年12月1日	条例第4号
平成21年3月30日	条例第2号	平成21年5月22日	条例第4号
平成21年11月25日	条例第6号	平成22年3月17日	条例第1号
平成22年12月1日	条例第5号	平成23年3月15日	条例第1号
平成23年11月28日	条例第3号	平成25年3月26日	条例第4号
平成26年2月6日	条例第4号	平成26年3月26日	条例第4号
平成27年2月10日	条例第1号	平成27年3月27日	条例第3号
平成27年7月13日	条例第6号	平成28年3月28日	条例第3号
平成28年3月28日	条例第4号	平成29年2月9日	条例第1号
平成29年11月13日	条例第4号	平成30年2月9日	条例第3号
平成31年2月14日	条例第1号	令和2年2月17日	条例第2号
令和2年11月20日	条例第5号	令和3年2月10日	条例第2号
令和3年11月26日	条例第5号	令和4年2月16日	条例第2号
令和5年2月14日	条例第6号	令和5年2月14日	条例第7号
令和5年3月6日	条例第9号	令和6年2月19日	条例第1号
令和7年2月13日	条例第1号	令和7年2月13日	条例第2号

(目的及び効力)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 納料は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の同号に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政職給料表（別表第1）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第9条の規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

4 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等)

第4条 管理者は、前条第3項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、前条第3項の規定により管理者が決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、別に定める初任給の基準に従い、管理者が決定する。

4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、管理者が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とするなどを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇格及び昇給等については、管理者が別にこれを定める。

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)

第5条 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同

条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第3条及び前条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

第6条 削除

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、その全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、管理者が規則で定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給料期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日の日数を差し引いた日数（フルタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める日数）を基礎として、日割りによって計算する。

（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）

第9条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与については、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、別に条例で定める。

（地域手当）

第10条 職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の9.2を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの

ある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅(賃間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 管理者の規則で定めるところにより算出した当該

職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　自転車の使用距離が、片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円

イ　普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。）　別表第3に掲げる額

ウ　自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか2つを併せて使用する職員　それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にあっては、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にあっては、当該額

(3) 前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3　前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第15条 削除

（給与の減額）

第16条　職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この条、次条第1項から第5項まで及び第18条において同じ。）が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は、勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第12条に規定する休暇である場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に

規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 地方公務員法第22条の4 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間数を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間を除く。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、前項の規定による勤務にあっては100分の50（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の75）を乗じて得た額を時間外勤務

手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から同項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項の規定による勤務にあっては100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の75)から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合(」とあるのは、「100分の100(」とする。
- 7 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、第1項、第3項及び第4項の規定の例により支給する。

(休日勤務手当)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときに管理者が定める日において勤務した場合その他前段の規定により休日勤務手当が支給される場合との均衡を考慮して管理者が定める場合についても、同様とする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、前項の規定の例により支給する。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 20 条 前3条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、管理者が規則で定める。

(端数計算)

第21条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条から第19条までの

規定により勤務 1 時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第22条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で管理職手当を支給する。

2 前項の管理職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、管理者が規則で定める。

第24条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第23条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第23条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日（次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他の職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの。

第28条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以

上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員以外の職員 次のア及びイを合算した額

ア 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

イ 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員 当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第29条の2 第17条から第19条までの規定は、第23条に規定する職にある職員には適用しない。

2 第4条第3項から第10項まで及び第11条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

3 第4条第5項から第10項まで、第11条から第13条まで、第23条及び第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

（休職者の給与）

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をい

う。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理者が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、その休職の期間中、給与を支給しない。

(専従休職者の給与)

第31条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込)

第32条 給与は、職員から申出がある時は、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第33条 給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金
- (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金

(3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料並びに積立年金に係る積立金

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの

(この条例の施行に関し必要な事項)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前の給与の取扱いについては、旧条例第2条において準用する一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の相当規定によるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

4 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

5 平成30年3月31日までの間、職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、次項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び次項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超

えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前各号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

6 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの

から規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

7 附則第5項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(経過措置)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時の任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号)第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第8項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項、附則第12項及び附則第13項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第12項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けっていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日において、附則第10項の適用を受ける職員が、同日において降任（地方公務員法第28条の2第1項本文に規定する降任を除く。以下この項において同じ。）する場合における特定日給料月額の算定は、降任が行われなかつたものとみなして行うものとする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、附則第10項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成15年2月14日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第9項及び第10項の規定は平成15年4月1日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の切替等）
- 2 平成15年3月1日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）
- 3 施行日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後同項の規定は、適用しない。
（施行日前の異動者の号給等の調整）

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

6 平成15年3月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を期末手当額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が期末手当額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第26条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号に置いて「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額）及び扶養手当の額により計算した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

9 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内）」を「6ヶ月以内」に改める。

10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは、「3ヶ月以内」とする。

附 則（平成15年12月1日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成15年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員)

3 切替日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後同項の規定は、適用しない。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

6 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。) 及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則(平成17年3月28日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月1日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 平成17年12月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員)

3 切替日の前日において、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給(以下この項において「級号給」という。)に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後これらの規定は、適用しない。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる

職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成18年3月31日条例第2号）

改正 平成21年11月25日条例第6号

改正 平成22年12月1日条例第5号

改正 平成23年11月28日条例第3号

改正 平成25年3月26日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において印旛郡市広域町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
業務職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

附則別表第2

行政職給料表の適用を受ける職員の新号級

旧号給	経過期間	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		1級	2級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			21	25	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			22	26	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			23	27	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			24	28	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			25	29	1	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	5	25	25	29	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	26	26	30	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	27	27	31	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	28	28	32	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上	9	29	29	33	1	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	9	29	29	33	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	30	30	34	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	31	31	35	3	1	1	1	1	1	1

	9月以上 12月未満	12	32	32	36	4	1	1	1	1
	12月以上	13	33	33	37	5	1	1	1	1
4	3月未満	13	33	33	37	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	34	34	38	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	15	35	35	39	7	3	1	1	1
	9月以上 12月未満	16	36	36	40	8	4	1	1	1
	12月以上	17	37	37	41	9	5	1	1	1
5	3月未満	17	37	37	41	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	18	38	38	42	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	19	39	39	43	11	7	3	1	1
	9月以上 12月未満	20	40	40	44	12	8	4	1	1
	12月以上	21	41	41	45	13	9	5	1	1
6	3月未満	21	41	41	45	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	22	42	42	46	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	23	43	43	47	15	11	7	3	1
	9月以上 12月未満	24	44	44	48	16	12	8	4	1
	12月以上	25	45	45	49	17	13	9	5	1
7	3月未満	25	45	45	49	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	26	46	46	50	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	27	47	47	51	19	15	11	7	3
	9月以上 12月未満	28	48	48	52	20	16	12	8	4
	12月以上	29	49	49	53	21	17	13	9	5
8	3月未満	29	49	49	53	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	30	50	50	54	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	31	51	51	55	23	19	15	11	7
	9月以上 12月未満	32	52	52	56	24	20	16	12	8
	12月以上	33	53	53	57	25	21	17	13	9
9	3月未満	33	53	53	57	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	34	54	54	58	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	35	55	55	59	27	23	19	15	11
	9月以上 12月未満	36	56	56	60	28	24	20	16	12
	12月以上	37	57	57	61	29	25	21	17	13
10	3月未満	37	57	57	61	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	38	58	58	62	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	39	59	59	63	31	27	23	19	15
	9月以上 12月未満	40	60	60	64	32	28	24	20	16
	12月以上	41	61	61	65	33	29	25	21	17
11	3月未満	41	61	61	65	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	42	62	62	66	34	30	26	22	18

	6月以上9月末満	43	63	63	67	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	44	64	64	68	36	32	28	24	20
	12月以上	45	65	65	69	37	33	29	25	21
12	3月末満	45	65	65	69	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	46	66	66	70	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	47	67	67	71	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	48	68	68	72	40	36	32	28	24
	12月以上	49	69	69	73	41	37	33	29	25
13	3月末満	49	69	69	73	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	50	70	70	74	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	51	71	71	75	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	52	72	72	76	44	40	36	32	28
	12月以上	53	73	73	77	45	41	37	33	29
14	3月末満	53	73	73	77	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	54	74	74	78	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	55	75	75	79	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	56	76	76	80	48	44	40	36	32
	12月以上	57	77	77	81	49	45	41	37	33
15	3月末満	57	77	77	81	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	57	78	77	82	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	58	79	78	83	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	58	80	78	84	52	48	44	40	36
	12月以上	59	81	79	85	53	49	45	41	37
16	3月末満	59	81	79	85	53	49	45	41	37
	3月以上6月末満	59	82	80	86	54	50	46	42	38
	6月以上9月末満	60	83	81	87	55	51	47	43	39
	9月以上12月末満	60	84	82	88	56	52	48	44	40
	12月以上	61	85	83	89	57	53	49	45	41
17	3月末満	61	85	83	89	57	53	49	45	41
	3月以上6月末満	61	86	83	90	58	54	50	46	42
	6月以上9月末満	62	87	84	91	59	55	51	47	43
	9月以上12月末満	62	88	84	92	60	56	52	48	44
	12月以上	63	89	85	93	61	57	53	49	45
18	3月末満	63	89	85	93	61	57	53	49	
	3月以上6月末満	63	90	85	94	62	58	54	50	
	6月以上9月末満	64	91	86	95	63	59	55	51	
	9月以上12月末満	64	92	86	96	64	60	56	52	
	12月以上	65	93	87	97	65	61	57	53	
19	3月末満	65	93	87	97	65	61	57	53	

	3月以上6月未満	65	94	87	98	66	62	58	54	
	6月以上9月未満	66	95	87	99	67	63	59	55	
	9月以上12月未満	66	96	88	100	68	64	60	56	
	12月以上	67	97	88	101	69	65	61	57	
20	3月未満	67	97	88	101	69	65	61		
	3月以上6月未満	67	98	88	101	70	66	62		
	6月以上9月未満	68	99	89	101	71	67	63		
	9月以上12月未満	68	100	89	101	72	68	64		
	12月以上	69	101	89	101	73	69	65		
21	3月未満	69	101	89	101	73	69	65		
	3月以上6月未満	69	102	90	101	74	70	66		
	6月以上9月未満	70	103	90	101	75	71	67		
	9月以上12月未満	70	104	90	101	76	72	68		
	12月以上	71	105	91	101	77	73	69		
22	3月未満	71	105	91	101	77	73	69		
	3月以上6月未満	71	105	91	101	78	74	70		
	6月以上9月未満	72	105	92	101	79	75	71		
	9月以上12月未満	72	105	92	101	80	76	72		
	12月以上	73	105	93	101	81	77	73		
23	3月未満	73	105	93	101	81	77	73		
	3月以上6月未満	73	105	93	101	82	78	74		
	6月以上9月未満	74	105	94	101	83	79	75		
	9月以上12月未満	74	105	94	101	84	80	76		
	12月以上	75	105	95	101	85	81	77		
24	3月未満	75	105	95	101	85	81			
	3月以上6月未満	75	105	96	101	86	82			
	6月以上9月未満	76	105	97	101	87	83			
	9月以上12月未満	76	105	98	101	88	84			
	12月以上	76	105	99	101	89	85			
25	3月未満		105	99	101	89	85			
	3月以上6月未満		105	99	101	90	86			
	6月以上9月未満		105	100	101	91	87			
	9月以上12月未満		105	100	101	92	88			
	12月以上		105	101	101	93	89			
26	3月未満			101	101	93	89			
	3月以上6月未満			101	101	94	89			
	6月以上9月未満			101	101	95	89			
	9月以上12月未満			101	101	96	89			
	12月以上			101	101	97	89			

27	3月未満			101	101	97	89			
	3月以上6月未満			101	101	97	89			
	6月以上9月未満			101	101	97	89			
	9月以上12月未満			101	101	97	89			
	12月以上			101	101	97	89			
28	3月未満			101	101	97	89			
	3月以上6月未満			101	101	97	89			
	6月以上9月未満			101	101	97	89			
	9月以上12月未満			101	101	97	89			
	12月以上			101	101	97	89			
29	3月未満				101					
	3月以上6月未満				101					
	6月以上9月未満				101					
	9月以上12月未満				101					
	12月以上				101					
30	3月未満									
	3月以上6月未満									
	6月以上9月未満									
	9月以上12月未満									
	12月以上									

業務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級		1級	2級	3級	4級	5級			
		1級	2級								
1	3月未満	13	1	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	14	1	1	1	1	1				
	6月以上9月未満	15	1	1	1	1	1				
	9月以上12月未満	16	1	1	1	1	1				
	12月以上	17	1	1	1	1	1				
2	3月未満	17	1	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	18	2	1	1	1	1				
	6月以上9月未満	19	3	1	1	1	1				
	9月以上12月未満	20	4	1	1	1	1				
	12月以上	21	5	1	1	1	1				
3	3月未満	21	5	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	22	6	2	1	1	1				
	6月以上9月未満	23	7	3	1	1	1				
	9月以上12月未満	24	8	4	1	1	1				

	12月以上	25	9	5	1	1			
4	3月未満	25	9	5	1	1			
	3月以上6月未満	26	10	6	1	1			
	6月以上9月未満	27	11	7	1	1			
	9月以上12月未満	28	12	8	1	1			
	12月以上	29	13	9	1	1			
5	3月未満	29	13	9	1	1			
	3月以上6月未満	30	14	10	2	1			
	6月以上9月未満	31	15	11	3	1			
	9月以上12月未満	32	16	12	4	1			
	12月以上	33	17	13	5	1			
6	3月未満	33	17	13	5	1			
	3月以上6月未満	34	18	14	6	2			
	6月以上9月未満	35	19	15	7	3			
	9月以上12月未満	36	20	16	8	4			
	12月以上	37	21	17	9	5			
7	3月未満	37	21	17	9	5			
	3月以上6月未満	38	22	18	10	6			
	6月以上9月未満	39	23	19	11	7			
	9月以上12月未満	40	24	20	12	8			
	12月以上	41	25	21	13	9			
8	3月未満	41	25	21	13	9			
	3月以上6月未満	42	26	22	14	10			
	6月以上9月未満	43	27	23	15	11			
	9月以上12月未満	44	28	24	16	12			
	12月以上	45	29	25	17	13			
9	3月未満	45	29	25	17	13			
	3月以上6月未満	46	30	26	18	14			
	6月以上9月未満	47	31	27	19	15			
	9月以上12月未満	48	32	28	20	16			
	12月以上	49	33	29	21	17			
10	3月未満	49	33	29	21	17			
	3月以上6月未満	50	34	30	22	18			
	6月以上9月未満	51	35	31	23	19			
	9月以上12月未満	52	36	32	24	20			
	12月以上	53	37	33	25	21			
11	3月未満	53	37	33	25	21			
	3月以上6月未満	54	38	34	26	22			
	6月以上9月未満	55	39	35	27	23			

	9月以上12月未満	56	40	36	28	24			
	12月以上	57	41	37	29	25			
12	3月未満	57	41	37	29	25			
	3月以上6月未満	58	42	38	30	26			
	6月以上9月未満	59	43	39	31	27			
	9月以上12月未満	60	44	40	32	28			
	12月以上	61	45	41	33	29			
13	3月未満	61	45	41	33	29			
	3月以上6月未満	62	46	42	34	30			
	6月以上9月未満	63	47	43	35	31			
	9月以上12月未満	64	48	44	36	32			
	12月以上	65	49	45	37	33			
14	3月未満	65	49	45	37	33			
	3月以上6月未満	66	50	46	38	34			
	6月以上9月未満	67	51	47	39	35			
	9月以上12月未満	68	52	48	40	36			
	12月以上	69	53	49	41	37			
15	3月未満	69	53	49	41	37			
	3月以上6月未満	70	54	50	42	38			
	6月以上9月未満	71	55	51	43	39			
	9月以上12月未満	72	56	52	44	40			
	12月以上	73	57	53	45	41			
16	3月未満	73	57	53	45	41			
	3月以上6月未満	74	58	54	46	42			
	6月以上9月未満	75	59	55	47	43			
	9月以上12月未満	76	60	56	48	44			
	12月以上	77	61	57	49	45			
17	3月未満	77	61	57	49	45			
	3月以上6月未満	78	62	58	50	46			
	6月以上9月未満	79	63	59	51	47			
	9月以上12月未満	80	64	60	52	48			
	12月以上	81	65	61	53	49			
18	3月未満	81	65	61	53	49			
	3月以上6月未満	82	66	62	54	50			
	6月以上9月未満	83	67	63	55	51			
	9月以上12月未満	84	68	64	56	52			
	12月以上	85	69	65	57	53			
19	3月未満	85	69	65	57	53			
	3月以上6月未満	86	70	65	58	54			

	6月以上9月未満	87	71	66	59	55			
	9月以上12月未満	88	72	66	60	56			
	12月以上	89	73	67	61	57			
20	3月未満	89	73	67	61	57			
	3月以上6月未満	90	74	67	62	58			
	6月以上9月未満	91	75	68	63	59			
	9月以上12月未満	92	76	68	64	60			
	12月以上	93	77	69	65	61			
21	3月未満	93	77	69	65	61			
	3月以上6月未満	94	78	70	66	62			
	6月以上9月未満	95	79	71	67	63			
	9月以上12月未満	96	80	72	68	64			
	12月以上	97	81	73	69	65			
22	3月未満	97	81	73	69	65			
	3月以上6月未満	98	82	73	70	66			
	6月以上9月未満	99	83	74	71	67			
	9月以上12月未満	100	84	74	72	68			
	12月以上	101	85	75	73	69			
23	3月未満	101	85	75	73	69			
	3月以上6月未満	102	86	75	74	69			
	6月以上9月未満	103	87	76	75	69			
	9月以上12月未満	104	88	76	76	69			
	12月以上	105	89	77	77	69			
24	3月未満	105	89	77	77				
	3月以上6月未満	106	90	77	78				
	6月以上9月未満	107	91	78	79				
	9月以上12月未満	108	92	78	80				
	12月以上	109	93	79	81				
25	3月未満	109	93	79	81				
	3月以上6月未満	110	94	79	82				
	6月以上9月未満	111	95	80	83				
	9月以上12月未満	112	96	80	84				
	12月以上	113	97	81	85				
26	3月未満	113	97	81	85				
	3月以上6月未満	114	98	82	86				
	6月以上9月未満	115	99	83	87				
	9月以上12月未満	116	100	84	88				
	12月以上	117	101	85	89				
27	3月未満	117	101	85	89				

	3月以上6月未満	118	102	85	90				
	6月以上9月未満	119	103	86	91				
	9月以上12月未満	120	104	86	92				
	12月以上	121	105	87	93				
28	3月未満		105	87					
	3月以上6月未満		106	87					
	6月以上9月未満		107	88					
	9月以上12月未満		108	88					
	12月以上		109	89					
29	3月未満		109	89					
	3月以上6月未満		110	90					
	6月以上9月未満		111	91					
	9月以上12月未満		112	92					
	12月以上		113	93					
30	3月未満		113	93					
	3月以上6月未満		114	93					
	6月以上9月未満		115	94					
	9月以上12月未満		116	94					
	12月以上		117	95					
31	3月未満		117	95					
	3月以上6月未満		118	95					
	6月以上9月未満		119	96					
	9月以上12月未満		120	96					
	12月以上		121	97					
32	3月未満		121						
	3月以上6月未満		122						
	6月以上9月未満		123						
	9月以上12月未満		124						
	12月以上		125						
33	3月未満		125						
	3月以上6月未満		126						
	6月以上9月未満		127						
	9月以上12月未満		128						
	12月以上		129						

附 則（平成19年2月28日条例第3号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第7号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定は平成20年3月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定を除く。）による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第29条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成20年12月1日条例第4号）

この条例は平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月25日条例第6号）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広

城市町村圏事務組合条例第3号) 第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは、第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から28号給まで
業務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から28号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則(平成22年3月17日条例第1号)

この条例は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。附則第5項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読

み替えて適用する場合を含む。) 若しくは第30条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで
業務職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで

(2) 平成22年6月1において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号）の施行の日」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児休業条例の一部改正)

- 5 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例)

- 4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 5 第15条の通知を受けて育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

- 6 短時間勤務職員に対する給与条例附則第5項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

- 7 第20条の承認を得て育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(一般職職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え)

5 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは、「附則第6項」とする。

附 則（平成23年3月15日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条第1項第2号に該当する職員（同号の規定により平成23年3月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第2項の規定は、平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にあっては同項第2号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあっては同号中「4,300円」とあるのは「1,500円」とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として任命権者が管理者の承認を得て定める職員については、改正後の給与条例第13条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の給与条例第13条第1項第2号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成23年11月28日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は

職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から105号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から44号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
業務職給料表	1級	1号給から121号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から76号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成25年3月26日条例第4号）

（施行期日）

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26年4月1日から、第3条及び次項の規定は平成27年4月1日から施行する。
(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）附則第7項の規定の適用を」を削る。

附 則（平成26年2月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日条例第4号）

改正 令和5年3月6日条例第9号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年3月31までの間、この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第4条第6項及び第7項の規定については、同条第6項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第7項中「職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」」とする。

附 則（平成27年2月10日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

- 3 給与条例（第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 給与条例（第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整

を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受け
る給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則
で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、そ
の差額に相当する額（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する
条例（以下「給与条例」という。）附則第5項の規定により給与が減ぜられて支
給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支
給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を
除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定
に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の
事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定
に準じて、給料を支給する。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 6 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する給与条
例第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の9.2」とあるのは「100
分の9.2を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附 則（平成27年7月13日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び第4条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第3条の規定 平成28年10月1日

- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与
に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日か
ら適用する。

（給与の内扱）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1
条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の
給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

附 則（平成29年2月9日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した

日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「6,500円」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

附 則（平成29年11月13日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年改正条例の一部改正）

5 平成27年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の9」を「100分の9.2」に改める。

附 則（平成31年2月14日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第29条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年2月17日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条中印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定及び第3条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条中給与条例第29条第2項第1号の改正規定（「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。）及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年11月20日条例第5号）

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年2月10日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中「及び第2項」を削る。

附 則（令和3年11月26日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。
(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 フルタイム会計年度任用職員に令和3年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項中「100分の112.5」とあるのを「100分の127.5」と読み替えて計算して得た額とする。
(印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 3 印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「給与条例第26条第2項に定める割合」とあるのを「100分の127.5」とする。

附 則（令和4年2月16日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第8項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び附則第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給

与条例の規定を適用する。

- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 暫定再任用職員が新給与条例の適用を受ける場合は、新給与条例第29条の2第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 11 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 12 新企業職員給与条例第20条の2の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。
- 13 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改定後の給与条例第29条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内扱）
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の

給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月6日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月19日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年2月13日条例第1号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

附 則（令和7年2月13日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条

例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	183,500	230,000	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2		184,600	231,500	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3		185,800	233,000	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4		186,900	234,500	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5		188,000	236,000	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6		189,700	237,500	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7		191,300	239,000	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8		192,900	240,500	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9		194,500	242,000	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10		196,200	243,400	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11		197,800	244,800	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12		199,400	246,200	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13		201,000	247,400	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14		202,700	248,600	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15		204,400	249,800	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16		206,100	251,000	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17		207,400	252,100	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18		209,000	253,200	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19		210,600	254,300	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20		212,100	255,400	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21		213,600	261,300	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22		215,200	262,300	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23		216,800	263,300	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300

24	218, 400	264, 300	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800
25	220, 000	265, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200
26	221, 700	266, 300	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	267, 300	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	268, 300	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	269, 300	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	270, 300	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	271, 300	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	272, 300	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	273, 300	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 500	274, 300	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	233, 000	275, 300	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	234, 500	276, 400	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	236, 000	277, 400	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	237, 500	278, 700	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	239, 000	280, 000	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	240, 500	281, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	242, 000	282, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	243, 400	283, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	244, 800	285, 000	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	246, 200	286, 200	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	247, 400	287, 300	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	248, 600	288, 500	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	249, 800	289, 800	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	251, 000	291, 100	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	252, 100	292, 400	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	253, 200	293, 400	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	254, 300	294, 400	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	255, 400	295, 500	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	256, 400	296, 600	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	257, 400	297, 800	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	258, 400	298, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	259, 400	300, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	260, 400	301, 300	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	261, 300	302, 600	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	

59	262, 200	303, 900	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	263, 100	305, 200	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	263, 900	306, 500	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	264, 700	307, 800	370, 600	387, 200	409, 800		
63	265, 500	309, 100	371, 300	387, 800	410, 100		
64	266, 300	310, 400	372, 000	388, 300	410, 400		
65	267, 000	311, 700	372, 300	388, 700	410, 600		
66	267, 800	313, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	268, 600	314, 300	373, 700	389, 900	411, 200		
68	269, 300	315, 400	374, 300	390, 400	411, 500		
69	270, 000	316, 300	374, 600	390, 800	411, 700		
70	270, 800	317, 600	375, 100	391, 300	412, 000		
71	271, 600	318, 900	375, 700	391, 800	412, 300		
72	272, 300	320, 200	376, 300	392, 400	412, 500		
73	273, 000	321, 400	376, 600	392, 700	412, 700		
74	273, 800	322, 700	377, 200	393, 100	413, 000		
75	274, 600	323, 900	377, 900	393, 500	413, 300		
76	275, 300	325, 100	378, 500	393, 900	413, 500		
77	276, 000	326, 400	378, 900	394, 200	413, 700		
78	276, 700	327, 500	379, 400	394, 500	414, 000		
79	277, 400	328, 600	380, 000	394, 800	414, 300		
80	278, 100	329, 700	380, 500	395, 000	414, 500		
81	278, 800	330, 400	381, 000	395, 200	414, 700		
82	279, 500	331, 300	381, 600	395, 500	415, 000		
83	280, 200	332, 000	382, 100	395, 800	415, 300		
84	280, 900	332, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	281, 500	333, 600	382, 800	396, 200	415, 700		
86	282, 200	334, 000	383, 300	396, 500			
87	282, 800	334, 600	383, 700	396, 800			
88	283, 500	335, 300	384, 100	397, 000			
89	284, 100	336, 100	384, 500	397, 200			
90	284, 800	336, 800	385, 000	397, 500			
91	285, 400	337, 500	385, 400	397, 800			
92	286, 100	338, 100	385, 800	398, 000			
93	286, 700	338, 600	386, 100	398, 200			

94	287, 400	339, 200	386, 600			
95	288, 000	339, 700	387, 000			
96	288, 500	340, 300	387, 400			
97	289, 000	340, 600	387, 700			
98	289, 600	341, 100				
99	290, 100	341, 500				
100	290, 700	341, 900				
101	291, 200	342, 300				
102	291, 700					
103	292, 300					
104	292, 900					
105	293, 400					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		219, 500	260, 000	279, 700		

別表第2（第3条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	1 事務局長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務
6級	1 課長の職務 2 所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務
5級	1 副主幹の職務 2 所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務
4級	1 主査の職務

	2 所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務
3級	1 主査補の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務
1級	定型的な業務を行う職務として規則で定める職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務

別表第3（第14条関係）

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km 未満	2,000	2,000
4km 以上 6km 未満	4,170	4,170
6km 以上 8km 未満	5,230	5,060
8km 以上 10km 未満	6,290	5,950
10km 以上 12km 未満	7,340	6,840
12km 以上 14km 未満	8,570	8,060
14km 以上 16km 未満	9,800	9,280
16km 以上 18km 未満	11,020	10,490
18km 以上 20km 未満	12,240	11,700
20km 以上 22km 未満	13,460	12,910
22km 以上 24km 未満	14,640	14,080
24km 以上 26km 未満	15,820	15,260
26km 以上 28km 未満	17,000	16,430
28km 以上 30km 未満	18,170	17,600
30km 以上 32km 未満	19,340	18,780
32km 以上 34km 未満	20,430	19,790
34km 以上 36km 未満	21,520	20,810
36km 以上 38km 未満	22,610	21,820
38km 以上 40km 未満	23,700	22,830
40km 以上 42km 未満	24,790	23,840
42km 以上 44km 未満	25,710	23,840
44km 以上 46km 未満	26,640	23,840
46km 以上 48km 未満	27,570	23,840

48km 以上50km 未満	28, 500	23, 840
50km 以上52km 未満	29, 430	23, 840
52km 以上54km 未満	30, 160	23, 840
54km 以上56km 未満	30, 890	23, 840
56km 以上58km 未満	31, 630	23, 840
58km 以上60km 未満	32, 370	23, 840
60km 以上62km 未満	33, 100	23, 840
62km 以上64km 未満	34, 160	23, 840
64km 以上66km 未満	35, 220	23, 840
66km 以上68km 未満	36, 280	23, 840
68km 以上70km 未満	37, 340	23, 840
70km 以上72km 未満	38, 400	23, 840
72km 以上74km 未満	39, 460	23, 840
74km 以上76km 未満	40, 520	23, 840
76km 以上78km 未満	41, 580	23, 840
78km 以上80km 未満	42, 640	23, 840
80km 以上82km 未満	43, 700	23, 840
82km 以上84km 未満	44, 760	23, 840
84km 以上86km 未満	45, 820	23, 840
86km 以上88km 未満	46, 880	23, 840
88km 以上90km 未満	47, 940	23, 840
90km 以上92km 未満	49, 000	23, 840
92km 以上94km 未満	50, 060	23, 840
94km 以上96km 未満	51, 120	23, 840
96km 以上98km 未満	52, 180	23, 840
98km 以上100km未満	53, 240	23, 840
100km以上	54, 300	23, 840